

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 選挙活動 | 後援会活動は選挙運動ではない

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

🔍 キーワード検索はこちら

後援会活動は選挙運動ではない

「選挙違反は「行為」ではなく「主旨」(投票依頼)である」

◇ 公職選挙法274条のなかの7項目(公選法は禁止法)

- ① 事前運動の禁止（129条） （告・公示前に選挙運動をすること）
- ② 戸別訪問の禁止（138条） （投票依頼を目的にした訪問活動）※個別
- ③ 飲食物提供の禁止（139条） （選挙事務所等での飲食に関する規制）
- ④ 買収、供応の禁止（221条） （お金や物を送って投票依頼をしたり、もったりする事）
- ⑤ 文書・図画の規制（142条） （運動期間中のビラに対する厳しい規制）
- ⑥ 未成年者の運動の禁止（137条） （未成年者に関する規制）
- ⑦ 氣勢を上げる行為の禁止（140条） （デモをしたり、大声を出してくりだすこと）

「戸別訪問」と「家庭訪問」の違い

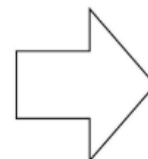
戸別訪問とは①各家庭を②訪問して③投票を依頼すること。
大切なのは主旨(訪問の目的)・主旨が後援会活動ならOK!

後援会活動は選挙運動ではない、憲法で認められた政治活動である。

「確認」活動と「定着・拡大」活動

1. 組合員本人の後援会への加入依頼。
2. 家族への加入働きかけ（家族の後援会加入の徹底）。
3. 知・友人の紹介（運動員化）。
4. 推薦ハガキの推薦人の依頼。
5. 座談会、ミニ集会のお願い（開催、参加）
6. 運動員への就任、事務員の依頼。
7. 本番ポスターの掲示承諾依頼、掲示の依頼。

◆投票(投票日)への電話



8. 後援会事務所への来訪依頼。
9. 個人演説会（座談会）の会場の提供のお願い。
10. 願い

御礼

↓ PDF版は解説欄からダウンロードできます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.